

秋の交通安全市民総ぐるみ運動

9月21日(月)から30日(水)までの10日間、秋の交通安全運動が展開されます。皆さんの力で、交通事故のない安全・安心な交通社会をつくりましょう。

運動の重点

- 1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
 - 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 3 飲酒運転の根絶
 - 4 道路の正しい横断の励行
- 飲酒運転の危険性**



「酔い」とは、脳の麻痺(まひ)のことです。体内のアルコール血中濃度が高くなると、動体視力の低下や認知・判断能力が甘くなり、安全な運転に必要な情報処理能力が欠けてしまうため、重大事故に結びつく可能性があります。

が高くなります。

「酔い」の程度が軽くても、体内の機能が低下しているため、これくらいなら大丈夫ということとは決してありません。

「お酒を飲んだら乗らない」、「乗るなら飲まない」という強い意志を持ち、地域から飲酒運転を追放しましょう。

【問】 防災対策課(内線521)・各総合支所総務企画課

石巻警察署交通課

☎95-4141

河北警察署交通課

☎62-3411

防災行政無線戸別受信機の乾電池を確認しましょう

防災行政無線の戸別受信機は、停電時には、乾電池で作動します。長期間交換しないと、液漏れなどが発生し、故障の原因になります。

年に一回は乾電池の交換(自己負担)をお願いします。

【問】 防災対策課(内線 397)・各総合支所総務企画課

9月9日は救急の日です

救急車の適正利用で 救える命を守ろう!

最近、軽いケガや緊急性のない119番通報が増えています。

救急車は、急病や交通事故などで医師の治療を受けなければ生命に危険が及ぶおそれがあり、迅速に搬送する手段がない傷病者を医療機関へ搬送するものです。

しかし、緊急事態に利用できない救急車の台数には、限りがあります。通常、119番の出動

要請を受けると、管轄する最寄りの救急隊が出動します。一つの管轄で要請が重なった場合には、遠方にある別の救急隊が出動することになり、生命に危険がある重症患者などへの対応が遅れることが心配されます。

体調が悪いときなどは、無理や我慢をせず、早めに通院し健康に十分注意しましょう。



秋季消防演習のため サイレンを鳴らします

消防団による秋季消防演習を次のとおり実施します。サイレンを鳴らしますので、火災や津波などの災害と間違えないようにご注意ください。

地区	ところ	とき	サイレン	開始時間
石巻	木村木材雲雀野ヤード	6日(日)	午前7時	午前9時
桃生	桃生総合支所		北上地区は鳴りません	
北上	にっこりサンパーク		午前6時30分	
牡鹿	鮎川浜山鳥駐車場	13日(日)	午前6時	午前8時30分
河北	追波川河川運動公園		午前6時30分	午前9時
雄勝	雄勝小学校			

【問】 防災対策課(内線 521)・各総合支所総務企画課

■普通救命講習会日程

とき	ところ	受付期間
9月27日(日) 午前9時~正午	石巻地区消防本部 2階大会議室 (大橋一丁目)	9月7日(月) ~20日(日)
10月18日(日) 午前9時~正午	河北消防署会議棟 (成田)	9月29日(火) ~10月13日(火)

※平成22年2月と3月にも開催予定です。詳しくはお問い合わせください。

身につけてほしい「応急手当」最近、公共施設や大きなショッピングセンターなどで「AED」という文字を見かけませんか。AEDは電気ショックにより心臓の機能を回復させるもので、万が一の場合に私たちの命を救ってくれるかもしれません。あなたもこのAEDを使える救命講習を受けて応急手当を身に付けませんか。消防署では、市民の皆さんに応急手当を身に付けていただくため、次のとおり救命講習を開催しています。

【申・問】
石巻消防署 ☎95-7433
河北消防署 ☎62-7433
消防本部警防課 ☎95-7433

高額医療・高額介護合算制度が始まります

介護保険では「高額介護サービス費」、医療保険では「高額療養費」として、それぞれ月ごとに自己負担上限額を超えて支払った金額が、申請によって後から支給される制度が運用されています。

「高額医療・高額介護合算制度」は、上記の制度に加え、医療保険世帯内において、介護と医療の自己負担分を年額で合算し、合計額が下表の自己負担限度額(算定基準額)を超えた場合、その超えた金額が支給される制度です。

高額医療・高額介護合算制度の算定基準額(基準日:7月31日)			
所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険	国民健康保険又は被用者保険+介護保険(70~74歳の方がいる世帯)	国民健康保険又は被用者保険+介護保険(70歳未満の方がいる世帯)
現役並所得者(上位所得者)	67万円(89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者Ⅱ	31万円(41万円)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
低所得者Ⅰ	19万円(25万円)	19万円(25万円)	34万円(45万円)

※()内の数字は、初年度(H20年4月1日~H21年7月31日の16ヵ月分)の算定基準額です。以後、8月1日~翌年7月31日までの1年間に、自己負担額の合算額が高額になった場合に支給されます。

例) 夫(80歳):後期高齢者医療保険加入・介護保険での所得段階は第2段階
 妻(77歳):後期高齢者医療保険加入・医療保険での所得区分は低所得者Ⅱ
 合算期間:8月1日~翌年7月31日までの1年間

【介護保険】

夫(80歳)は介護施設に入所し、毎月介護サービス費を25,000円支払った場合(※毎月15,000円を超えた分は高額介護サービス費として支給済)

利用月	支払額25,000円の内訳	
	自己負担上限額	高額介護サービス費
8月	15,000円	10,000円
9月	15,000円	10,000円
10月	15,000円	10,000円
⋮	⋮	⋮
6月	15,000円	10,000円
7月	15,000円	10,000円
合計	① 180,000円	120,000円

①が実際に負担した介護保険の自己負担額(年額)になります。

【医療保険】

妻(77歳)が入院し、医療費を6ヶ月間44,400円ずつ支払った場合(※毎月24,600円を超えた分は高額療養費として支給済)

利用月	支払額44,400円の内訳	
	自己負担上限額	高額療養費
9月	24,600円	19,800円
10月	24,600円	19,800円
11月	24,600円	19,800円
12月	24,600円	19,800円
1月	24,600円	19,800円
2月	24,600円	19,800円
合計	② 147,600円	118,800円

②が実際に負担した医療保険の自己負担額(年額)になります。

計算式

①介護保険と②医療保険の自己負担合計額
327,600円

所得区分は低所得者Ⅱ
310,000円(算定基準額)

支給される額
17,600円

■注意事項

- 当制度は「医療保険世帯内」での合算となります。世帯は一緒でも加入している医療保険が異なる場合は合算の対象となりません。(例)国民健康保険と社会保険との合算は対象となりません。
 - 介護保険と医療保険の自己負担額において、どちらかが0円の場合は支給対象となりません。また、当サービス費の支給額が500円に満たない場合も支給の対象となりません。
 - 当サービス費の支給対象となる方には、平成21年12月ごろにお知らせ(勸奨通知)する予定です。(基準日(7月31日)において、「国民健康保険」または「後期高齢者医療保険」の加入者に限ります。)
 - 転出や転入などにより、年度の途中で医療や介護の保険者が変わった方には勸奨通知が届かない場合があります。具体的な手続きや不明な点についてはお問い合わせください。
 - 社会保険などに加入している方(世帯)の受け付けは10月1日から行う予定です。
- ☎ 介護保険課(内線301・300)・保険年金課(内線474・471)

□国民健康保険税の減免

事業の倒産または世帯主の疾病・解雇などで、今年の入りが前年より急激に減少した場合、国民健康保険税の減免を申請することができます。

申請には、世帯全員の平成21年1月から12月までの見積収入金額を確認する必要があります。申請時まで得た収入金額と申請後の見積収入金額がわかる資料および印かんを持参して保険年金課保険税窓口、または各総合支所市民生活課保険税担当窓口で申請してください。なお、申請期限は、納期限の10日前までです。

☎ 保険年金課(内線249・275・649)

□乳幼児医療費助成受給資格の更新手続き

現在使用されている乳幼児医療費助成受給者証の有効期限は、平成21年9月末日です。

10月1日以降、引き続き助成を受けるためには、登録更新手続きが必要となりますので、「乳幼児医療費助成受給資格登録(更新)申請書」をまだ提出されていない方は、必ず提出してください。

なお、前回申請時に市が保有する公簿などにより、所得状況を確認することに同意した方は、手続きの必要はありません。9月下旬に受給者証(所得制限額を超過した方には、非該当通知書)を送付します。

☎ 保険年金課(内線648)